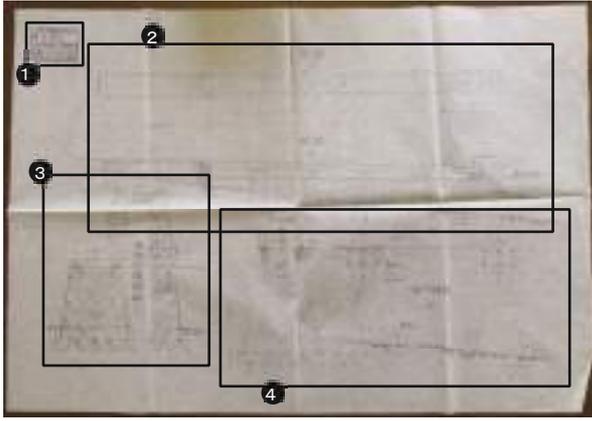
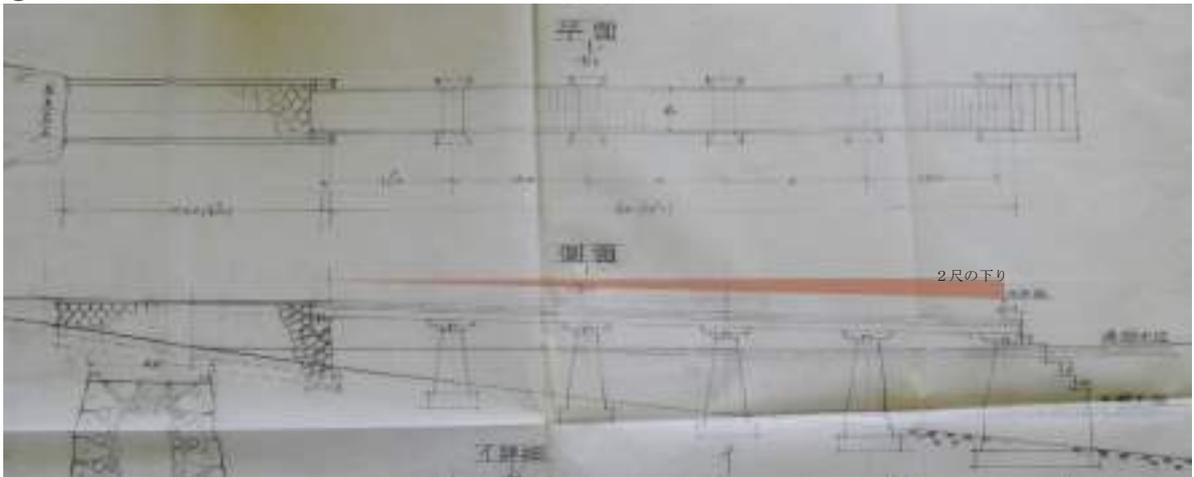


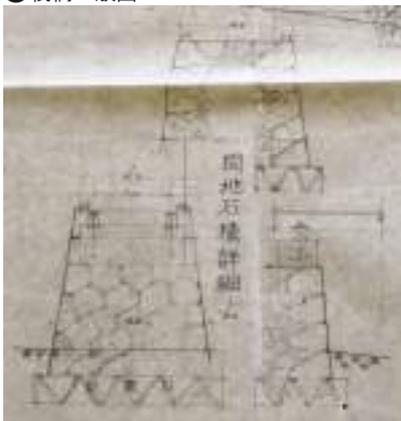
6 図面史料の分析



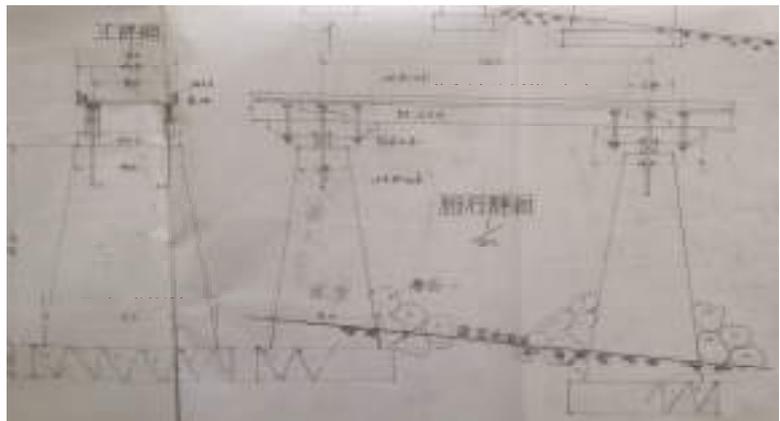
① 棧橋設計図概要



② 棧橋一般図

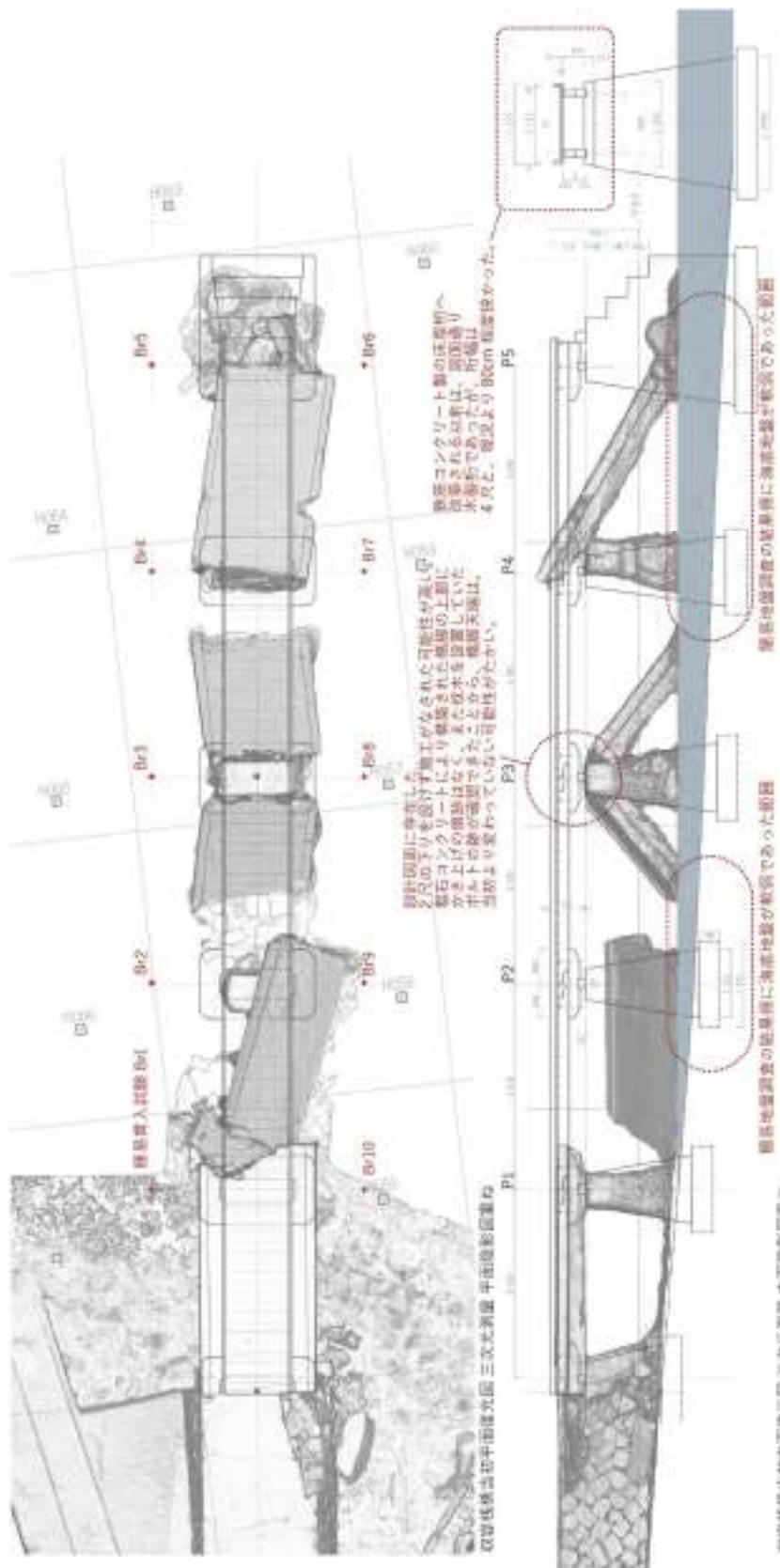


③ 橋台間石積み



④ 棧橋橋脚詳細図

設計図面と現況との比較より、橋脚・橋台については概ね当初設計のまま施工しているが、一部図面との相違点が認められ、変更を行っていることがわかる。



7 保存活用方針案

はじめの段階では、幅広く比較検討することが重要である。

一般的に歴史的遺産の保存活用上、必ずしも望ましいとされない案も含まれているが、「なぜふさわしくないのか」の議論も重要であることからあえて含めた4案を作成した。



比較案	保存活用案 A	保存活用案 B
内容	活用：劣化の原因となる外的要因から極力遮断する	当初の構構を復元する
各案略図		
特徴	現状を最も良く残すことができ、将来の劣化抑制となる案であるが、朽ち行く時の経過を止め、周囲の景観との断絶をまねくため、「生きた」遺構としては捉えがたくなる。	注時の姿を最もよく知ることができるが、構構が朽ち行く時の経過も含めたこの場所の歴史がリセットされる。
比較案	保存活用案 C	保存活用案 D
内容	活用：遺体験可能な新たな構構を重ねる 保存：水中部は一度止水し、不平等下および将来の崩落・劣化を抑制する（劣化を遅らせる）補強を講じる。	活用：遺体験可能な新たな構構を脇に添える。 保存：水中部は一度止水し、不平等下および将来の崩落・劣化を抑制する（劣化を遅らせる）補強を講じる。
各案略図		
特徴	朽ち行く構構の歴史・時間経過をリセットせず、そのままに、本来の構構の敷線をそのままに遺体験が可能既存遺構を主役に据えた読みなデザインができるかがカギ	朽ち行く構構の歴史・時間経過をリセットせず、本来の構構の敷線そのままではないが、展示敷線として、既存遺構に直接置ならないよう新たな敷線を設定可能。軸線の設定および既存遺構を主役に据えたデザインがカギ 形式：固定構構 or 浮構構 配置：後新構構に合わせる or 平行 etc...

III 長島愛生園「監房跡」調査結果

1 現況

愛生園関連施設



調査対象資産位置図



写真 1



写真 2

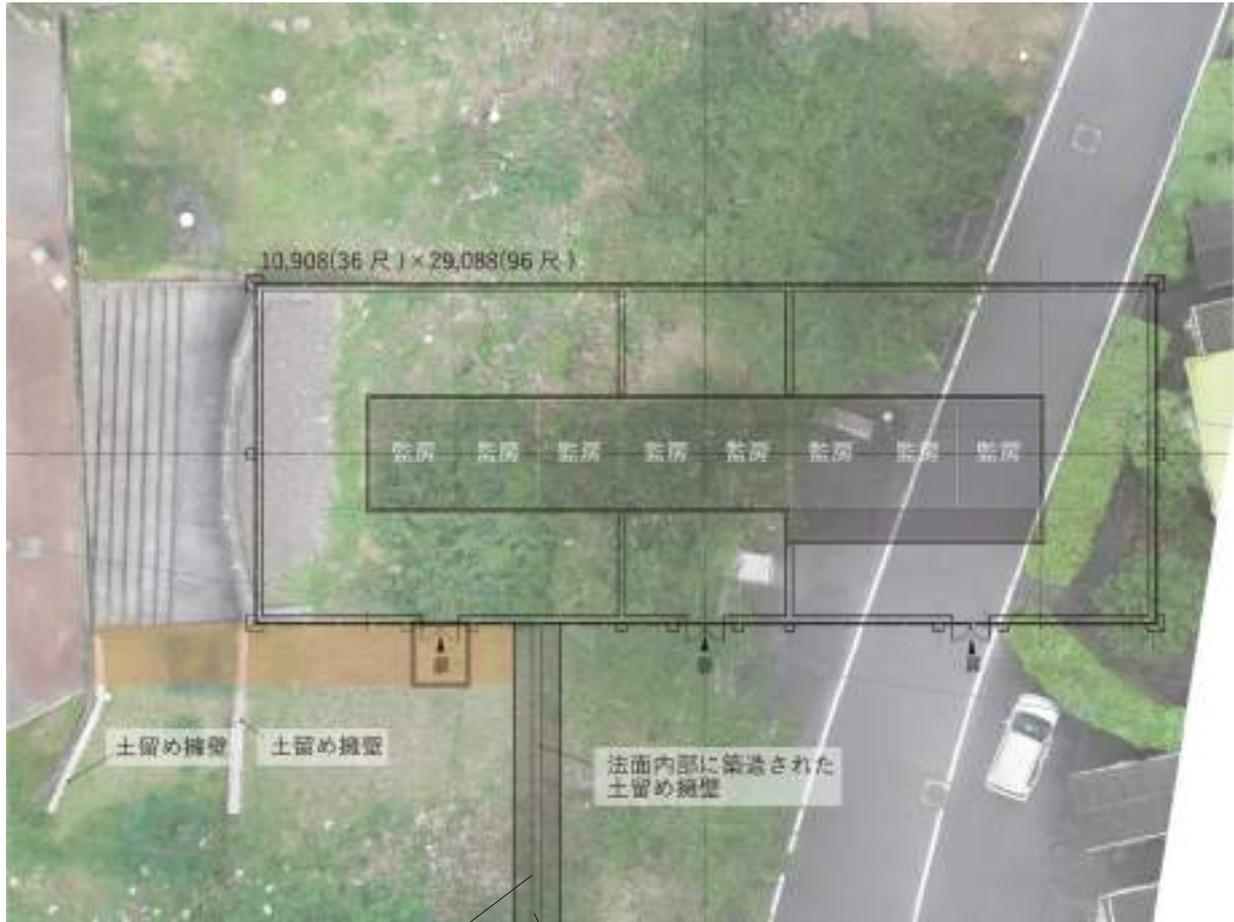
2 調査のポイント

- ① 築造当初に想定されていない荷重条件・外力
- ② 埋められたことも含めた歴史の評価
- ③ 保存・活用の方向性を想定した調査

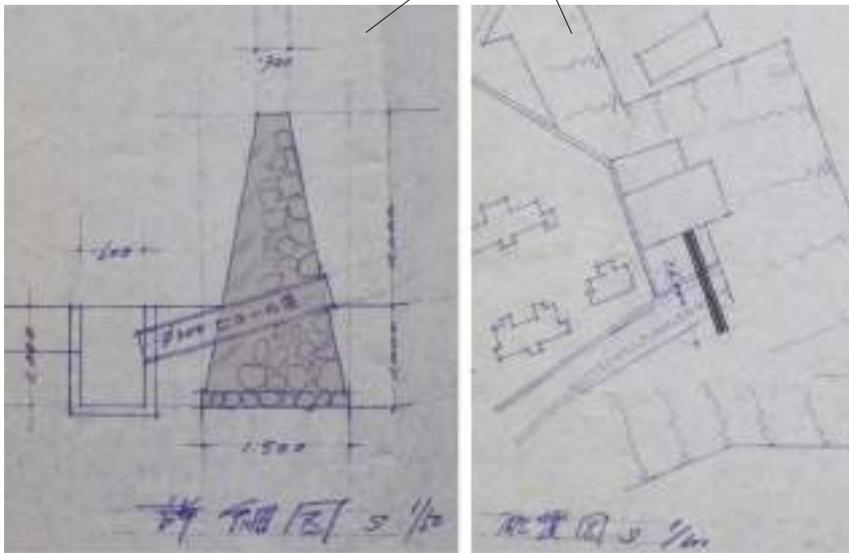
3 調査結果

記録測量・劣化診断調査より、各部の劣化・破損状況が明らかとなり、早急な保存措置が必要な状況が明らかとなる。また、史料調査より価値の整理に寄与する当初の形態や改変の履歴が明らかとなる。一定の基礎的調査は完了（今後は保存活用の方針の具体化に伴い補足調査が必要となる。）

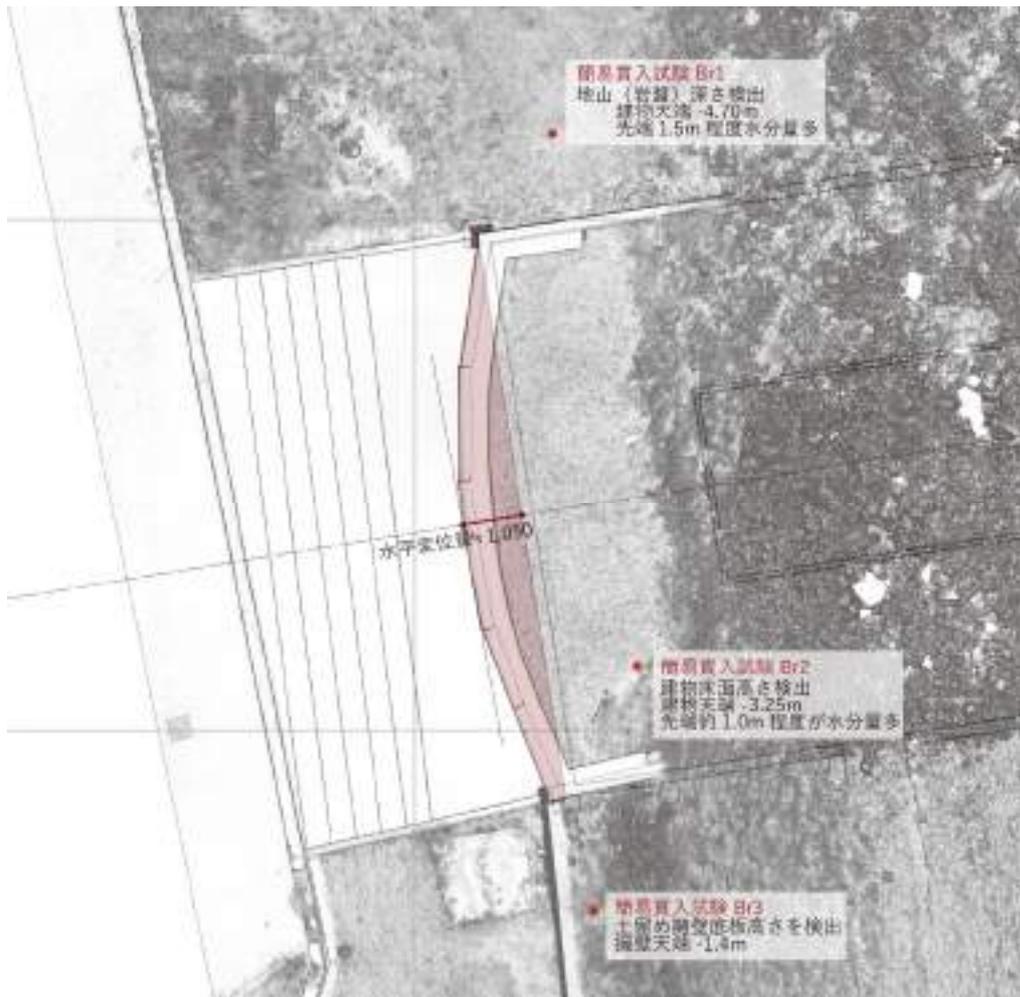
4 現況の写真測量と図面の重ね合わせによる劣化・破損状況の確認



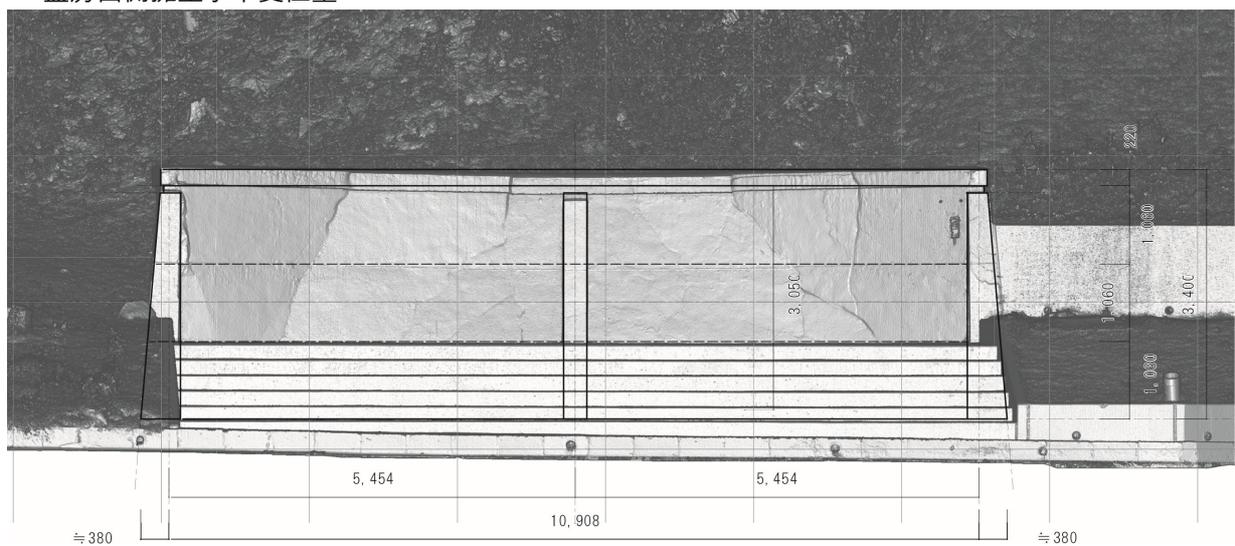
写真測量平面と復原図との重ね図



法面内部に築造された 重力式擁壁：延長 16.0m、底板幅 1.5m、高さ 3.0m（根入れ 1.0m）



監房西側擁壁水平変位量



監房西側擁壁破損状況：亀裂・はらみ出し、背面土圧・水圧の影響が大きいと考えられる。

5 中間所見

(1) 特徴と建造物の健全性

建物は、1 間半(9 尺:2, 727)×2 間 (12 尺:3,636) の監房 8 室を一行に配置し、その周囲に 2 間幅の屋外空間を回した構成である、全長約 29.1m、幅約 10.1m、高さ約 3.4m の規模であったことが史料より明らかとなったが、現在は、軽患者地区の住棟建て増しに伴う造成により建物の西側 4/5 は埋められ、土中に存在する。構造は鉄筋コンクリート造、表面は他の園内の歴史的建造物に共通の仕様である色モルタルの掻き落とし仕上げが施されている。

現在唯一露出する西側の妻面は、背面土圧により押し出され、中心で約 1.0m 程度のはらみ出しが確認され、壁面全体にわたり多数の亀裂が生じているが、変形後に補強されたとみられる天端部のコンクリートの増打ち・西側の階段により、かろうじて支えられ崩落を免れている。

なお現在は、上記階段の設置により建物高さの下 1/3 が閉塞されて、築造当初の威圧感のある壁を感じることはできない。

また、監房周囲の幅 2 間の屋外空間は、埋め戻しにより土砂が充填されていることが、造成時に撮影された古写真からも確認できるが、部屋内となる監房の内にまで土砂が充填されたとは考え難い。なお患者の証言により造成された上部の道路が陥没したことがあったということであるが、それが①監房天井の崩落にともなう土砂の流入によるものか、②圧密沈下によるものか、あるいは、同様に証言のあった③背面からの水みちによる土砂の流失によるものかは、明らかではないが、何らか空洞が存在していた可能性、現在も存在している可能性は極めて高いといえ、早期の対策が必要であると考えられる。

さらに、建物内部西側の屋外部分において行った簡易貫入試験では、底板土間コンクリートと思われる硬化面が探知できたが、床面付近の層は特に軟弱であり、またロッドに付着した粘性土の含水状況より、建物内部の土は特に水分が多く含まれていることが明らかとなった。これは建物内部の水が閉じ込められ帯水状態になっている可能性を示唆するものであり、西側壁面の崩落を助長している可能性について指摘でき、内部の帯水状態を早期に解決すべく排水穴を穿つことが考えられるが、上記空洞への土砂の流れ込みなどにも配慮し慎重な検討が必要である。

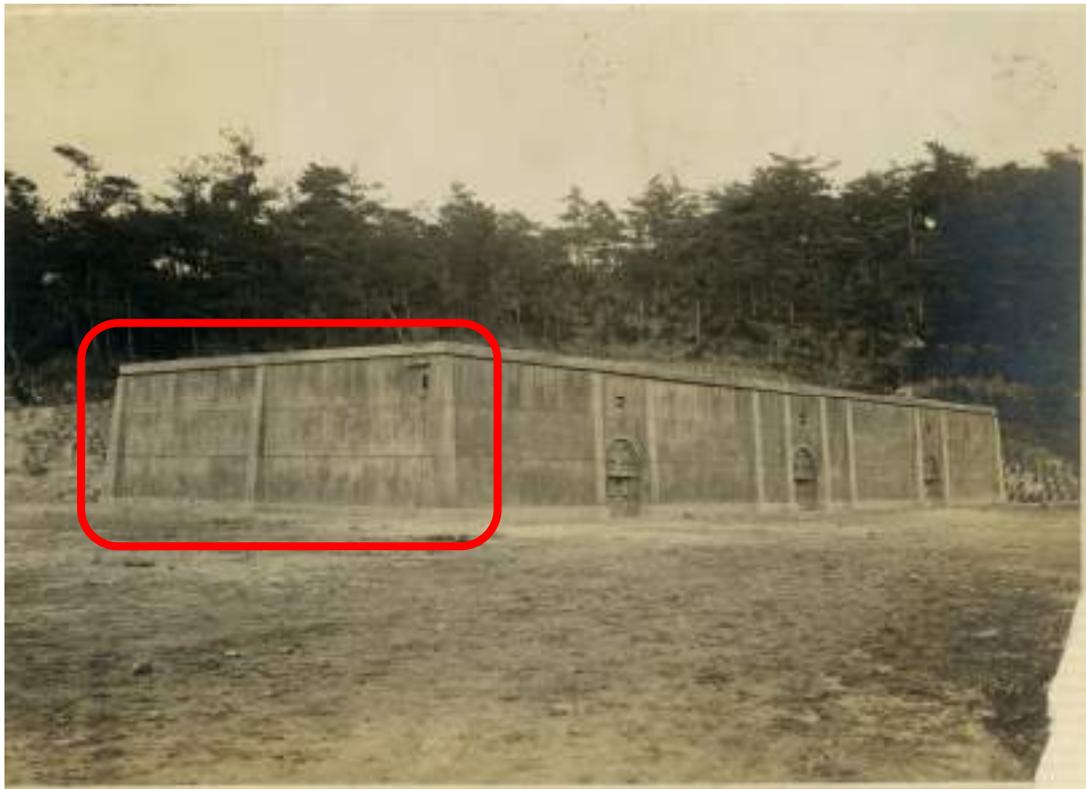
また、埋め戻し土の一部にゴミが多く含まれており、今後の整備活用において、これらの処理については課題となる。

(2) 価値と保存修復・整備活用にむけた課題等

逃亡を阻止するための高い塀や重厚な扉といった、威圧感のある建物各部の諸要素のみならず、古写真に残された監房内の落書き跡も含め、島内での患者のおかれた実態を象徴する遺構として保存すべき価値を現にとどめていることが確認できた。

保存修復・整備活用にあたり、埋められた部分をどこまで取り除き、露出展示するのか、どの程度内部へアクセス可能な状態とするのかは、造成された法面の安定性・安全性や上部の道路・住棟の機能維持の観点からも十分な検討が必要である。

なお、監房建物すべてを露出させるべく埋め戻された土砂を取り除くことは技術的には可能ではあるが、造成土地上の住棟や、他施設へと通ずる道路の代替機能の問題など現実的な課題も多く、また、ある種の「負の遺産」を埋めたという歴史の評価について、今一度検討が必要であると考えられ、整備活用にあたっては、慎重な議論が望まれる。

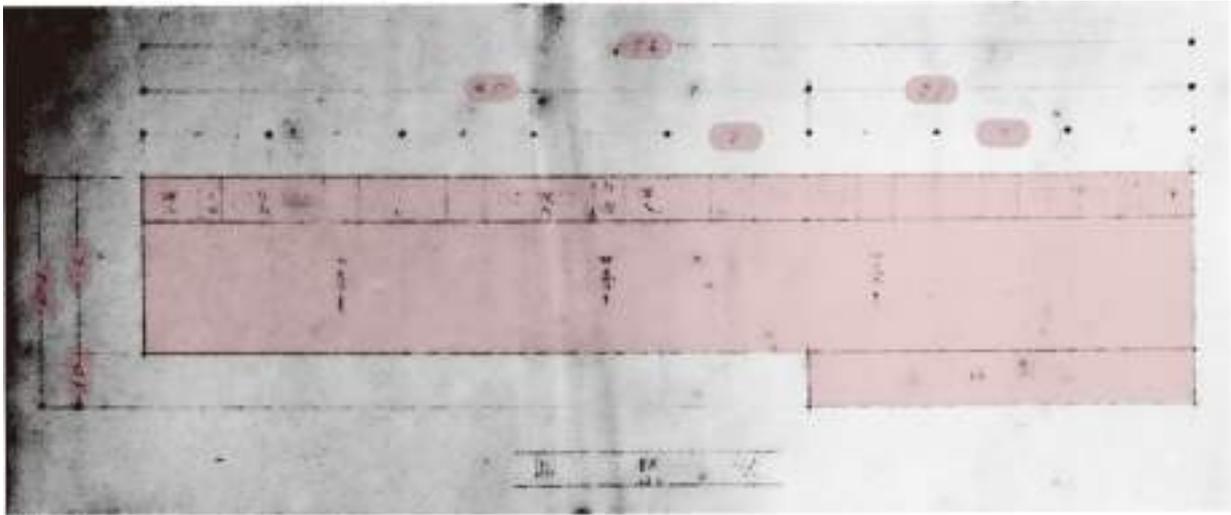


赤く囲んだ箇所の上部3分の2が現在望見可能な西側擁壁

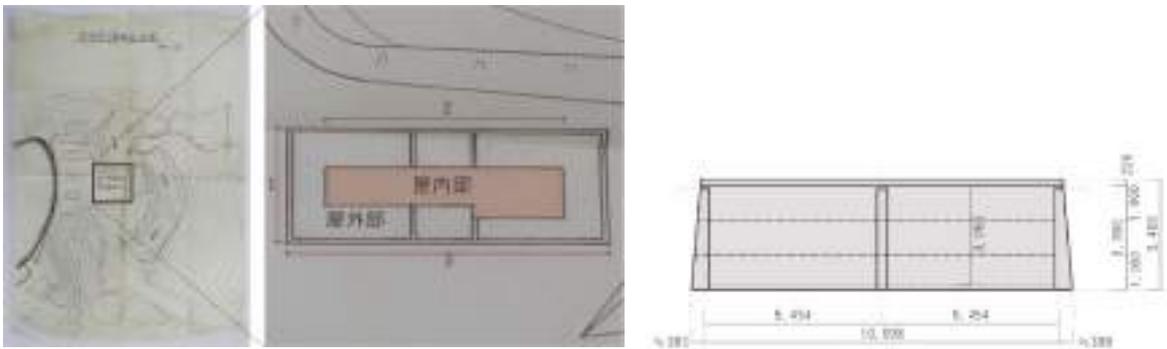


監房跡上部の西部地区から望む収容棧橋と邑久長島大橋

6 図面史料による復元平面図の作成

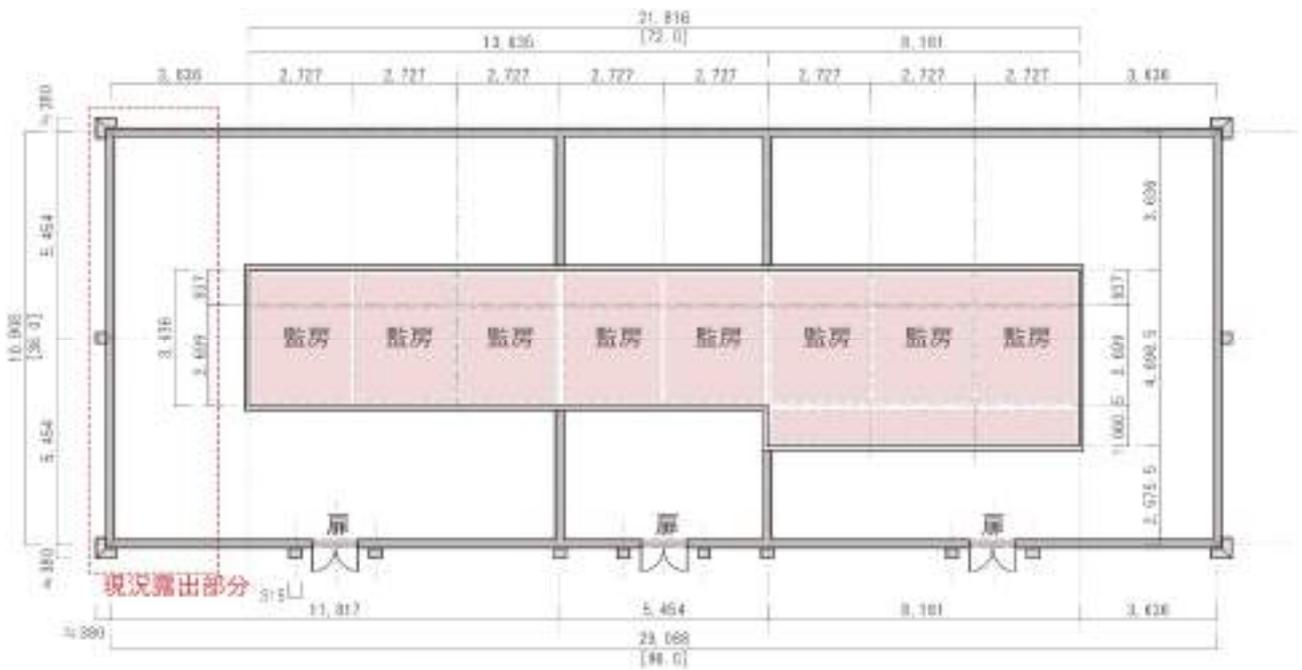


監房部平面寸法根拠



監房内、屋内 - 屋外の関係性について

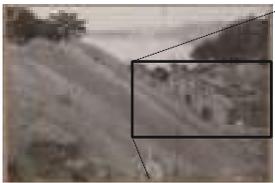
監房復元立面図



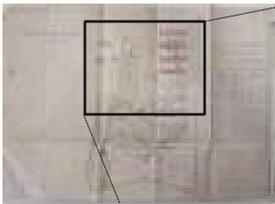
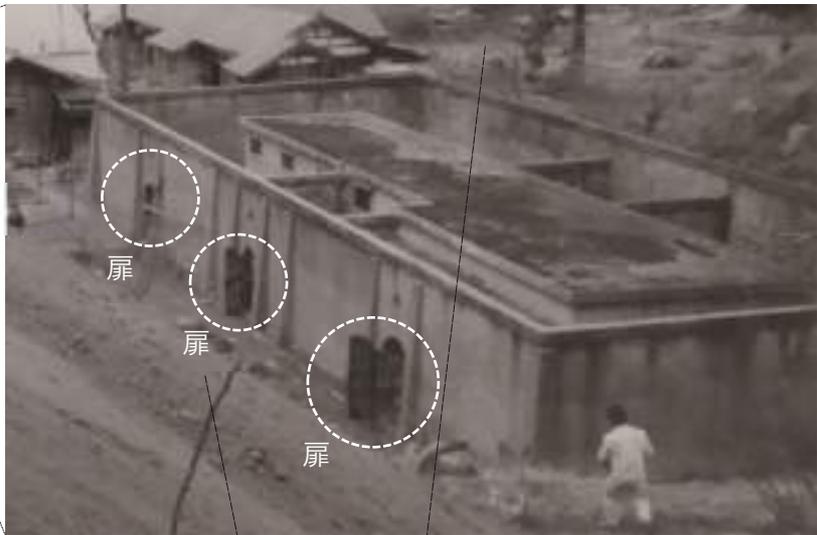
監房復元平面図



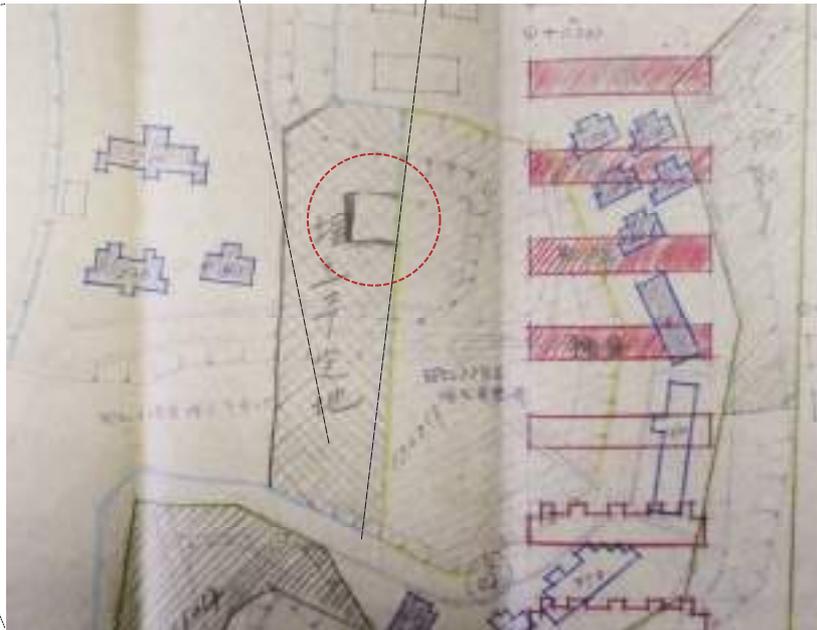
古写真1 監房俯瞰（北西より）



古写真2 監房俯瞰（南東より）

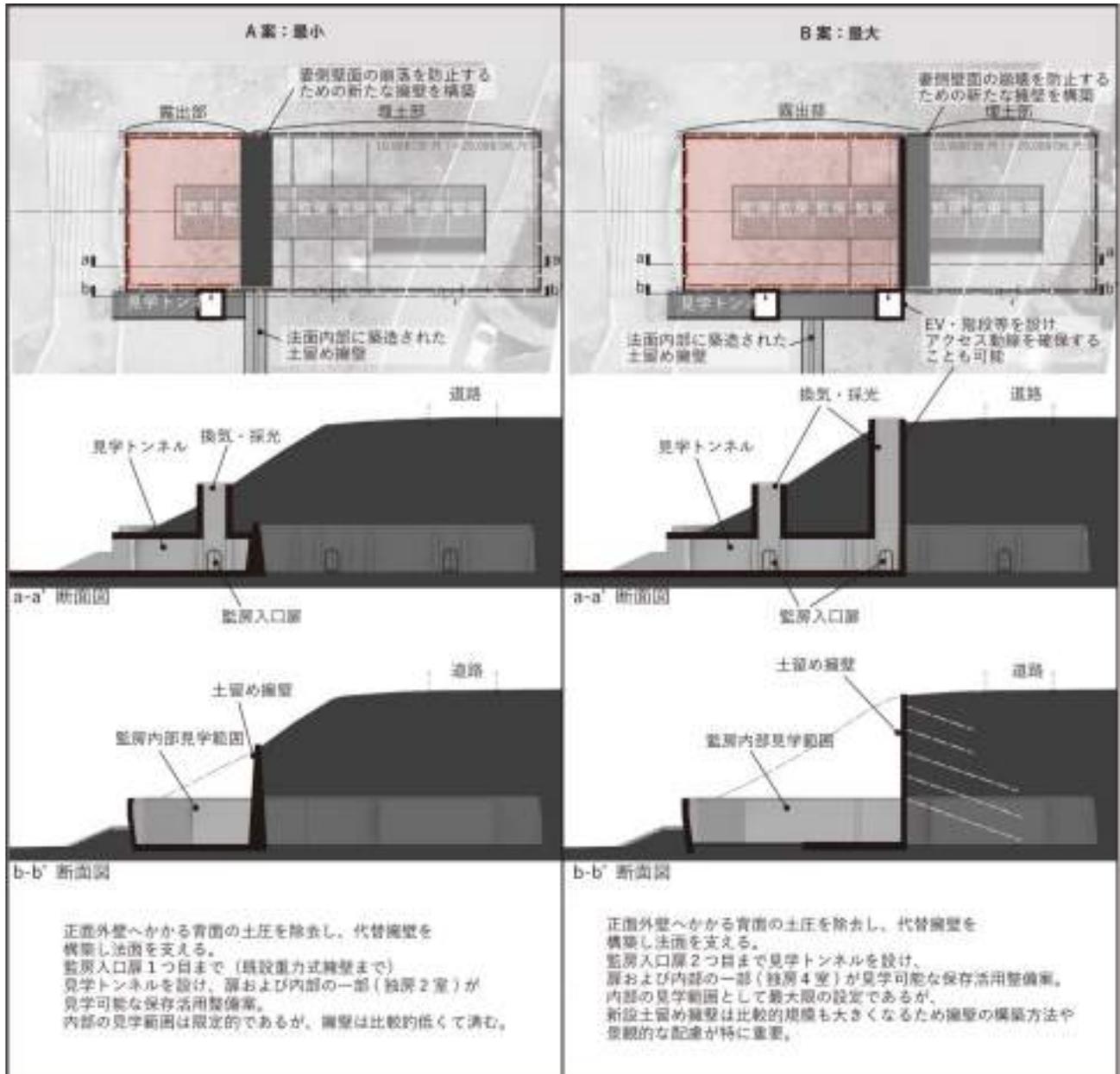


軽症患者地区整地のための造成計画



7 保存活用方針案

はじめの段階では、幅広く比較検討することが重要である。一般的に歴史的遺産の保存活用上、必ずしも望ましいとされない案も含まれているが、「なぜふさわしくないのか」の議論も重要であることからあえて含めた複数案を作成した。



見学通路・内部見学範囲の比較検討



監房正面の保存活用素案比較検討

IV 邑久光明園史資料調査

1 調査結果

- ▶ 「二つの栈橋」「旧少年少女舎」が属する木尾湾周辺の整備に関する図面等の調査に主眼を置きつつ、園内書庫に保存されている図面等の調査を行い、重要と思われる史資料 600 枚をデジタルカメラで撮影した。残念ながら「二つの栈橋」「旧少年少女舎」の保存活用の整備を議論するための調査に活用できる史資料の発見には至らなかった。
- ▶ 社会交流会館学芸員経由で入所者自治会が所有する「二つの栈橋」「旧少年少女舎」が属する木尾湾周辺の古写真の調査を依頼した。残念ながら「二つの栈橋」「旧少年少女舎」の保存活用の整備を議論するための調査に活用できる史資料の発見には至らなかった。
- ▶ 機関誌「楓」に掲載されている「二つの栈橋」「旧少年少女舎」が属する木尾湾周辺に関する記事を調査し、文字起こしを行った。同時に「楓」に掲載されている木尾湾周辺の写真をデジタルカメラで撮影した。

2 提言

- ▶ 園内書庫に保存されている史資料には貴重な歴史的記録物が含まれているが、損傷の程度が大きいものも多数含まれている。書庫は保存環境として適しているとはいえないため、デジタル化を行い、原本は温湿度管理が可能な収蔵庫にて保管するのが望ましい。史資料には通常のスキャナではデジタル化が困難な大判が含まれるため、外部の専門業者に委託しデジタル化を行うことが現実的である。
- ▶ 島への隔離と偏見・差別の象徴である「二つの栈橋」を一目におさめることが出来る景観は、世界のハンセン病療養所の現状に照らしても極めて稀である。しかしながら、当該物件の来歴が分かる史資料や古写真、入所者等からの聞き取りがまとめられた資料が存在しない。1976 年の水害復旧及び 1988 年の邑久長島大橋架橋に伴う道路整備を経た木尾湾の変遷を証明できるこれらの整理がなされることが望ましい。
- ▶ その上で、「二つの栈橋」の現状図面を作成するには三次元測量及び写真測量を実施する必要があるが、「患者栈橋」に積まれている障害物を撤去せねば正確な測量を行うことができない。図面等の調査等と合わせて、当該障害物の撤去を検討されることが望ましい。
- ▶ 「旧少年少女舎」「裳掛小・中学校第三分校」「二つの栈橋」が含まれる「木尾湾の景観」は、開園当時の様子を今に伝える貴重な物証である。上部地区や旧藪池地区との機能面における関係性及びヒトとモノの移動の実際と変遷等を調査の後、当該景観の価値のあり所を定め、その保存と活用について議論がなされることが望ましい。

V 邑久光明園「二つの棧橋」調査結果

1 現況

史資料調査及び古写真の発見・整理を前提とするが、現状以下のとおり「患者棧橋」には様々な障害物が積まれており、長島愛生園「収容棧橋」「監房跡」で実施した三次元測量及び写真測量を行うのは困難である。



2 空中写真調査結果

国土地理院が整備し、webにて公開している空中写真にて当該物件を調査した結果、以下のとおり「患者棧橋」の幅が倍以上になっていることが判明した。その経緯及び時期を示す史資料や古写真は発見に至らなかった。



(1975年1月)



(1980年9月)

※いずれも国土地理院整備の空中写真を加工して作成。

VI 邑久光明園「旧少年少女舎」調査結果

1 現況

光明園関連施設



調査対象資産位置図



写真 1



写真 2



写真 3



写真 4

2 調査のポイント

- ①「生きられた家」としての間取り・増築の変遷
- ②「在地の仕様」と「国家の仕様」

3 調査結果

史資料調査の結果は芳しくなかったが、以下をもって今後の保存活用の検討に必要な基礎的調査は完了した。

4 所見

(1) 建物の健全性

主要な破損箇所として、西側の増築部の土台回りの腐朽、南北棟屋根面からの雨漏りによる野地・母屋の腐れ、北棟開口部からの雨の吹込みによる壁面・床面の腐朽が確認されたが、軸部・小屋組全体としては比較的健全であり、外観の印象ほどに劣化は進んでいない。

また軸部の変形については、柱は全体的に南西方向へやや傾斜しているが、大きい箇所でも 2/100 程度におさまる。沈下についても西棟（海側）にやや不等沈下が見られるが、大きいところで十数ミリ程度に収まり、建物の保存・活用上は、問題にはならない程度の変形であり、修理に合わせ十分に是正可能である。

活用にあたっては、根継ぎ等の修理が必要な柱や部分的に置換すべき土台、構造上の補強は必要ではあるものの、全体の構造が比較的健全であることから再利用は十分可能である。

長期にわたり風雨にさらされていたにも関わらず、比較的劣化の程度が小さい理由としては、コンクリートの布基礎が周囲に回されており、沈下や土台回りの腐朽が抑えられていることや、ジェラール瓦¹による空葺き屋根により野地面・母屋周りを含め屋根裏の通気性が良好であることなどが指摘できる。

(2) 建物の特徴

①平面計画

建物全体は、一文字型の前身建物（第1期）より継承された 1 間を 6 尺 3 寸(1,909)とするモジュールにより設計されている。対称形の南北 2 棟を海側の西棟で連結し山側に開いたコの字型の平面形によって囲われた中庭空間を創出した明快な空間構成を持つ。

現在の建物は、子供たちの宿舎として利用がなされなくなった後の増改築により中庭の大屋根や外周部の差しかけ屋根・南棟内部の事務所としての改変が見られるが、その空間構成および主要構造部材は比較的原形をとどめている。特に北棟については、居室外側の窓や高欄なども、コの字型平面として再構成された当初の形態をよく残している。

②諸室の配置等

南北棟は、17.5 畳の畳敷きの部屋に 3 畳分の押入と半畳の床の間を標準とする居室をそれぞれ 3 室ずつもち、各棟東端にそれぞれの玄関をもつ。

西棟は居室と食堂の板の間 2 部屋からなり、両部屋を仕切るふすまを引けば一間として使用することができる平面となっている。

また、南北棟のそれぞれと西棟とが接続する箇所には、それぞれ土間・洗面所・便所が付属し、南側については、後世の改築により設けられたと思われる便所・浴室が付属する。各居室は中庭に面した回遊廊下により接続され、南北棟で半間、西棟では 1 間の廊下幅が確保されている。

③壁

居室側は竹小舞土壁を漆喰で仕上げた真壁仕上げであるのに対し、外壁側は大壁で仕上げられており、窓上枠・小庇より下は下見板張り、窓枠より上部は木ずりの上に防水紙・ラス網を下地とした、やや黄みを帯びた聚楽調のモルタル掻き落としによる仕上げとなっている。

¹ 幕末から明治にかけて、横浜の山手を拠点に活躍した実業家アルフレッド・ジェラールが、日本で始めて製造・販売をおこなったフランス瓦。ジェラール瓦は、日本の瓦とは異なり、葺き土を使用せず、瓦の裏面にある突起を棧木に引っかけて千鳥に葺き上げるため、屋根の軽量化や、急勾配の屋根にも適応した屋根葺き材として往時の洋館に多用された。ジェラールが生産をやめた後も、同形態を継承した瓦は愛知県三河地方で製造され続ける等、大正期～昭和初期にかけ広く使われた時期があった。参考文献 <http://www.tohatsu.city.yokohama.jp/hamaN/hamaN13.html>

④屋根

小屋架構はキングポストトラス、勾配は 4 寸 9 分勾配（計画は 5 寸勾配であった可能性もある）瓦は、薄い釉薬をまとった赤褐色のジェラール瓦により、空葺きで仕上げられている。

⑤建具

居室との間は引き違いガラス戸により仕切られ、中庭（外部）との仕切りは、通常雨戸が入る外付けの 1 本溝敷居にガラス戸をはめ、全てを戸袋に引込むことのできる開放性高いおさまりとなっている。中庭を取り囲み、採光・換気・アクセスを重視した計画が意図されたことがうかがえる。また、居室の廊下と反対側の開口部には高欄付きの引き違いの窓が設けられ、上部に小庇を備える。

（3）移築・増改築の形跡

北棟小屋内部に見られる切断された火打梁、中庭側柱にみられる現建物では使われた形跡のない戸当たりの欠き込み、南北棟それぞれの東端部に設けられた玄関・物置・倉庫の上部の小屋組が他と比較し新しい点、キングポストトラスの真束と陸梁との継手に用いられた補強金物（当初は箱金物・後補は羽子板）に時期差があることなどから、現建物を構成する多くの部材が転用材であり、特に小屋組と柱については転用時の加工痕跡も少なく、概ね前身建物の断面構造をそのまま継承した「移築」に近い状態で転用されていることが明らかとなった。

そのことから、現在のコの字型プランを構成する南北棟が、一文字型平面の旧建物（第Ⅰ期少年少女舎：双葉寮、昭和 14 年頃に撮影された古写真が残る）を 2 分割して移築したものである可能性が高く、南北棟の両東端に位置する玄関・物置・倉庫・手洗い、西棟はコの字型の平面として再構成された時期に増築されたものと考えられる（第Ⅱ期）。増改築の経緯やその詳細については本調査の結果をもとに、存命の入居者へのヒアリングや史料調査により明らかにしておくことが望まれる。

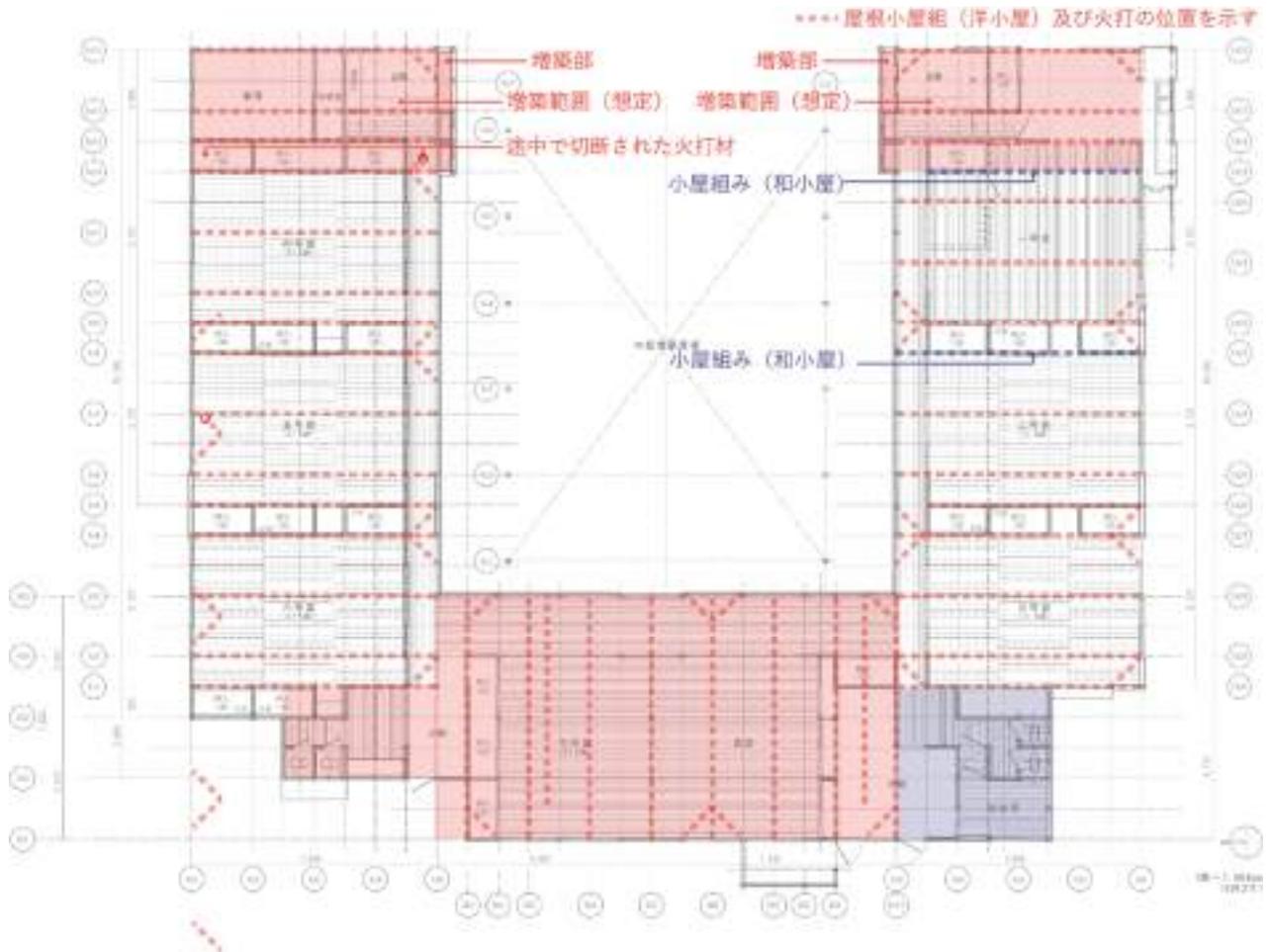
（4）その他

建物の原形を把握し、保存・活用の在り方を検討しやすくするためには、現場に散乱する建築資材を片付け、破損著しい増改築部については撤去を行うことが望ましい。

一方、療養所施設群全体の中における本施設の価値、生きられ家・場所としての時間、暮らしの形跡を継承するうえでは、少年少女舎時代における増改築の履歴をふくめ、価値としてとらえる視点が重要となる。今後、保存活用の在り方について検討を進めるうえでは、上記の視点については関係者間で認識を共有することが重要だと考える。

5 柱の傾き調査（別紙参考資料「測量結果イメージ」（A3 三枚の内一枚）のとおり。）

6 改変履歴調査



増改築履歴調査より、一文字型平面の旧建物を二分割にし転用のうえ、コの字型平面へ再構築した可能性が高い。(現段階では仮説) 今後精査が必要である。

- (1) 前身建物：一文字型平面 (2) 現況建物：コの字型平面 (3) さらなる増改築

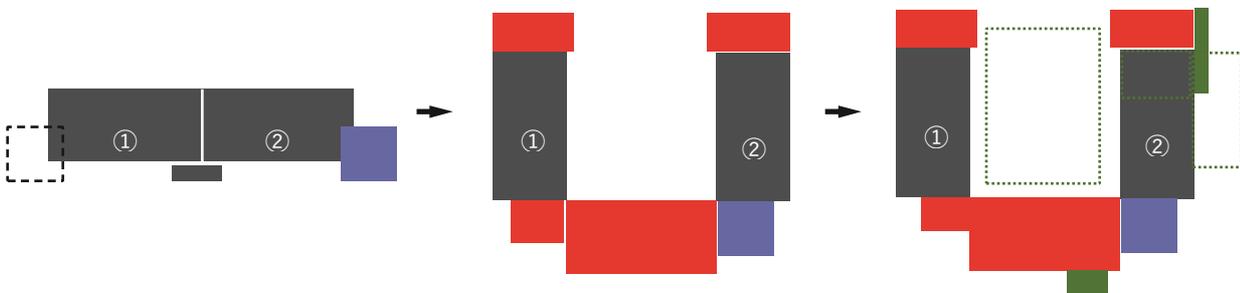




写真1 前身建物：一文字型平面

旧少年少女舎（双葉寮） S14年5月



写真2 現況建物：コの字型平面

7 実測図作成一覧表（概要版）

図面 No.			図面名称
一般図	平面	1～4	屋根伏兼配置図/平面図/基礎伏図/土台伏図
	小屋	5・6	小屋伏図（梁伏図）/小屋見上図
	断面	7・8	南北棟詳細断面図/西棟詳細断面図
	外観立面	9～11	北側・西側立面図/南側・東側立面図/中庭立面図
連続展開図		12～14	北棟廊下展開図/西棟廊下展開図/南棟廊下展開図
各部屋展開図	北棟	15～19	北棟玄関展開図/北棟倉庫展開図/北棟四号室展開図/北棟五号室展開図/北棟六号室展開図
	西棟母屋	20・21	西棟七号室展開図/西棟食堂展開図
	西棟附属家	22～24	西棟南便所・湯沸展開図/西棟南便所・洗面所展開図/西棟北便所・洗面展開図
瓦図		25	瓦姿図

5-6. 長島愛生園が所有する「長島は語る」掲載一次資料（行政文書）を登録申請資産と仮定した、ユネスコ「世界の記憶」一般指針（2017年12月承認）付属書3「申請様式」の記載 **2020年度追記**

0.0 2020年度記述方針

「長島は語る」収録の一次資料で出所が明確な「愛生園蔵」と記されているものを登録申請対象資産と想定し、具体的な申請書の記述を行うことで「世界の記憶」プログラムと一般指針への理解を深める。

➤ 以下、ゴシック体箇所が一般指針を和訳（仮訳）した部分、明朝体箇所が記述を実際に行った部分である。

1.0 申請品目またはコレクションの表題

➤ 表題を短くすること。最大 10words が望ましい。

長島愛生園に残るハンセン病関連文書資料群（案）

2.0 要約(最大 200 語)

- 申請されている記録遺産に関する簡単な説明とその世界的重要性に関する論点の記述を行うこと。
- 他のすべてを記載した後に、このセクションを記載すること。
- 申請に関して不可欠な点を全て含めること。とりわけ、なぜどのように申請されている記録遺産が国際登録の基準を満たしているかという点について重要性の言明（7.3）で行った鍵となる論点について含めること。

長島愛生園開園時から一括して残されている文書資料群は、日本だけでなく東アジアのハンセン病医療行政で何が行われたかが理解できる膨大な歴史的記録物であり、感染症であるハンセン病を患ったことで偏見・差別を受け、療養所に収容された人々の生きてきた生の資料であるとともに、私たちがこれからも起こり得る感染症による偏見と差別を無くすために学ぶべき重要なテキストである。

3.0 申請連絡先の詳細（略）

4.0 権限に関する宣言（略）

5.0 法的情報（略）

5.6 著作権の状況（略）

5.7 アクセス可能性

- 品目またはコレクションへのアクセス方法を記載すること。
- 法的または文化的な制約によってアクセスが制限される場合は、それら制約の性質を記載すること。
- アクセス目的でのデジタル化を推奨する。既にデジタル化されているか、あるいはデジタル化の予定があるかについて記載すること。

この文書資料群の一部は『長島は語る 岡山県ハンセン病関係資料集』（前・後編）に掲載され、出版されている。現在は岡山県のホームページで閲覧することができる。また、岡山県記録資料館でも資料の原本のコピーを閲覧することができる。当該コレクションは、該当資料の全ページがデジタル撮影され、研究目的の希望者には閲覧することができる。

ただし、当該コレクションの文書資料原本はいずれも、公文書管理法における保存期間満了により、廃棄か国立公文書館への移管が適用されることになり、現実的にどのようにしていくのか、検討が必要である。

6.0 記録遺産の識別情報および内容説明

6.1 申請されている品目/コレクションの名称および詳細識別情報

- 申請の正確な名称と申請機関名を記載すること。これらは登録された際の登録証に記載されることになる。

国立療養所長島愛生園所蔵文書資料群（案） 国立療養所長島愛生園

6.2 目録または登録詳細（略）

6.3（利用可能かつ適当な場合には）視覚情報（略）

6.4 来歴／出所

- 品目またはコレクションの来歴を記載すること。当初作成された後、申請者の機関に保存されるまでの「ライフストーリー」や出所を記載すること。これは当該品目またはコレクションの真実性に関して非常に重要である。全ての詳細を把握できていないかもしれないが、可能な範囲で当該品目またはアイテムの出所に関する包括的な記述を行うこと。

長島愛生園は1930（昭和5）年に長島の地で開園した。園長を長とする組織が形成され、その下に医局や事務局などの部署が置かれ、行政組織として運用していた。長島愛生園で作成・受信された文書が当該歴史的記録物の中心となる。そのため、一部の資料は園内の職員によって作成され、起案して園長が裁可し、そのまま保存された文書綴であり、一部の資料は、他の療養所や各都道府県市町村、警察署などの機関などから送られてきた文書を回覧し、それを綴った文書綴である。

よって、これらの文書資料群は園外に出たことはなく、正当に園に保管されていた資料であり、来歴と出所は明らかである。

6.5 参考文献一覧（略）

6.6 申請資料の価値および出所について専門的知識を持つ最大3名/箇所の独立した人または団体の名称、資格および連絡先の詳細（略）

7.0 選択基準に対する評価

7.1 基本基準-世界に対して重要な価値があること。以下の基本基準の1つまたはそれ以上について言及すること。

- すべての基準が当該申請資料遺産に適用されるわけではない。当該申請に関連する基準のみを選択すること。

7.1.1 歴史的な重要性

- 当該記録遺産は私たちの世界の歴史について何を教えてくれるか。以下を教えてくれるか。
- 政治的、経済的、社会的、または精神的な活動
 - 世界史上の先駆者
 - 世界を変える重要な出来事
 - 重要な特定の場所
 - 伝統的な習慣
 - 他の国や地域社会との関係
 - 生活や文化のパターンの変化
 - 歴史の転換点、または重要な革新
 - 芸術、文学、科学、技術、スポーツ、あるいはその他の生活や文化の一部？の卓越した事例

これらの文書資料群は、ハンセン病の療養所である長島愛生園の開園からほぼ現代に至る資料のコレクションである。（事務局注釈：申請する歴史的記録物には明確な開始と終了の期日を設定する必要があるので、どの年又はどの出来事までをもって申請対象とするか検討する必要がある。）

ハンセン病はらい菌の感染によって引き起こされる感染症で、患者はその症状や後遺症による容姿の変貌などで差別を受けるなど有史以来人類を悩ませてきた。感染症は患者の隔離が有効な対応手段であり、日本では結核についても療養所を設置し、患者を收容した。同じ感染症の療養所としてハンセン病の療養所として問題視されるのが、いわゆる強制隔離と終生隔離である。

1907（明治40）年、明治政府が「癩予防ニ関スル件」（法律第11号）を施行し、日本のハンセン病政策は療養所への隔離へと舵を切った。国立の第1号として開設された長島愛生園の資料はまさに日本のハンセン病政策をそのまま反映する資料と言える。瀬戸内の長島という場所の選定から設置の決定、開園までのプロセスなど療養所開園という通常の手続き的な資料はもちろん、いわゆる浮浪のハンセン病患者に対して課した強制收容関係の資料や府県が收容に関して積極的に参画した「無らい県運動」関係の資料などがそのまま残されている。強制收容や無らい県運動は現在の人権感覚からすれば大きな問題を含んでいるが、当時の社会情勢の中では認められたものであり、現在の私たちがそれらの資料を精査していくことが今後の偏見・差別をもたらした過ちについて学んでいくことのできる材料となり、重要である。

さらに、療養所という一つの隔離された社会の中で患者の方々がどんな生活を送って行ったのかを如実に表す資料が膨大に含まれている。人手不足に対し園の運営を円滑にするため患者に課したいわゆる患者作業の実態を表す文書、逃走を企てたものや園内規律を乱したものを処罰した懲戒検束に関する文書、患者に対して行われた医療の実態を表す文書、住宅不足に対し講じられたいわゆる「十坪住宅」関係の文書、園内で行われた年中行事の様子を表した文書、人間らしい生活を目指して患者たちが団結し、行動を起こした長島事件関係の文書や自治を目指した文書など、療養所内での生々しい患者の生きた記録が残されている。もちろん、大きく人権を侵害した出来事も多くあり、それについて精査・検証が必要であるが、そればかりではなく、療養所という隔離された空間・社会の中で、医師や園を運営する側がどのように考え、患者たちがどのように生きたかを如実に表す文書資料群である。

この資料群には戦後から現在に至るまでの多くの文書も含まれる。戦後のハンセン病隔離政策で一大転機となる治療薬プロミンの登場はその導入から詳細な資料が残り、購入や患者への接種などその流れを追うことができる。ハンセン病から回復した元患者が次に起こした行動も文書に残されている。患者作業を返還し、軽快退所を行い、患者・元患者が人間としての尊厳や人権意識を取り戻していく。らい予防法の改正に対する反対運動や予防法廃止に対する運動の文書はまさにその一部であり、やがて人間回復の橋として本土と長島を結ぶ呂久長島大橋の架橋と国の責任を認めた国賠訴訟の勝訴判決までの道のりもまた、ここに残る文書群でその物語を紡ぐことができる。

幼くして発症し、入所してきた子どもたちに対して戦前から行われてきた患者児童や未感染児童への小・中学校相当教育、戦中の正式な国民学校への移行、そして戦後に隔離の島で行われた義務教育など、これらの残された文書からは日本が行ってきた学校教育制度のひずみや問題点もあぶり出される。さらに全国の療養所の中で唯一存在した高等学校（岡山県立呂久高等学校新良田教室）についても、その誕生から終焉までの歩みと学生たちの生活の記録は療養所という環境の中で行われた高等教育の記録として唯一無二のものである。

長島という隔離の島にある長島愛生園で80年以上にわたって紡がれてきた患者・元患者・入所者に関する文書資料群は歴史的に重要であり、今後も世界で起こりうる感染症による隔離を患者にとって人権に配慮した良い医療にするために、そして何より差別・偏見を生まない社会を創り出すためにこれらを

保存し、未来に残す必要がある。

7.1.2 記録形態

➤ この基準は、記録遺産の物理的状況に関連する。多くの記録遺産はこの点では目立つとは言えない。例えば、原稿またはタイプ原稿の紙の記録である。ただし、いくつかの形式の記録遺産は革新的な品質や高いレベルの芸術性を示す。それらに対してはこの基準が適用される。

- 記録遺産は、その形態における優れた見本か？
- それは美しさと職人技の顕著な品質を有しているか？
- 新しい、または通常とは異なる形態の媒体か？
- あるいは、今では消滅した文書形態の見本か？

長島愛生園に残る文書資料群は主に一つの形態を表している。それは長島愛生園が発番を取り、起案された行政文書、他園や各都道府県市町村、警察署などの機関などから送られてきた文書、あるいは園に送られてきた患者・患者家族・関係者などの手紙などを綴じた文書などを、各項目や年代ごとに綴じた上で綴込表紙にて綴じられているものや厚紙を表紙としているものがある。

戦前の質の悪い紙に書かれた文書も含めて、それぞれが簿冊として保存されている。

経年劣化が見られる文書資料もあるが、災害や火災、盗難・紛失などに遭遇せず、一括して残存する貴重な資料群である。

7.1.3 社会的・コミュニティ的又は精神的な重要性

➤ この基準は、現在の特定のコミュニティの記録遺産に対する愛着に関連する。当該愛着がどのように示されているかが記載されねばならない。愛された指導者や、特定の事件や遺跡の記録証拠に関する遺産に強い愛着を示すコミュニティ、などである。もしくは、当該愛着は精神的指導者や聖人に関連した記録遺産を崇めるものかもしれない。当該愛着がどのように表明されているかを示す情報を記載すること。

このセクションに関しては、まず、長島愛生園と地元自治体や住民との関係から述べないといけない。

長島が存在する住所は、開園時から邑久郡裳掛村虫明、邑久郡邑久町虫明、瀬戸内市邑久町虫明と変化していった。ハンセン病療養所の設置にあたっては、当時のハンセン病という病気への差別・偏見からどこの地域も療養所を設置することに反対の住民運動がおこった。もちろん、長島を有する虫明でもそれが予想されたため、最初の国立療養所の設置場所を選定していた光田健輔は長島を適所と定めると、村長を説得しトップダウンの方式で半ば強引に決定し、既成事実化して開園準備に取り掛かった。住民の反発は激しく、両園への負のイメージも根強く、それは社会の中でハンセン病への根強い偏見が払拭できないことと絡んで、60年を隔てた邑久長島大橋架橋の反対運動までも尾を引いた。

しかし一方で、愛生園で開園初期から演じられた愛生座という歌舞伎には地元の住人が多く見物に來たり患者が漁師から魚介類を購入したり、逆に患者が対岸へ渡って買い物をしたり、今では橋を気楽にウォーキングしながら散歩したりするなど、地元を受け入れられた存在となっている。長島愛生園で開催される夏祭りには、多くの地元の住人が来場し、憩いの時となっていることが現状を物語っているであろう。

一方で、長島愛生園はハンセン病をかつて患った患者・元患者・入所者たちにとって、生活の場であり、終の棲家であり、あるいは亡くなった後も安らかに眠る安住の地でもある。浮浪患者の強制収容を定めた「癩予防ニ関スル件」(法律第11号)、収容対象が浮浪患者や貧困患者中心から一般の在宅患者にまで拡大された「癩予防法」(1931(昭和6年))により強制的に収容された患者だけでなく、自ら志願して入所した患者、親に連れられて訳が分からないまま入所した患者などいろいろな形態があったが、共通して言えることは全員がハンセン病を患う「病者」であり、長島愛生園を新しく生きる場所と自ら定めた、あるいは

定めざるを得なかったのである。

ハンセン病療養所内の入所者によるコミュニティは、当初外界から断絶されていたが、やがて外界との往来も自由度が増し、終の棲家から退園したり、働きに出る人もいた。しかし、それがかなわない人やそれを望まない人にとって、長島愛生園は自分の居場所であり続けた。園を第二の故郷と呼ぶ入所者はいないかもしれないが、このコミュニティに愛着を持ち、仲間とともに人生を過ごしている入所者も多い。彼らにとってその場所の歴史を物語る園の文書資料は、いわば自分たちが生きてきた証ともいえるもので、残された建築物・遺構とともに未来永劫残してほしいという意向を持っている。そしてそれは、自分たちが受けてきた感染症による差別を未来からなくすための生きてきた教材になることも願っている。

7.2 相対的基準 以下の相対的基準の一つまたはそれ以上について言及すること。

7.2.1 希少性

- 品目やコレクションは希少であるか？それは一種のものか（これまでに唯一作成されたもの）、またはかつては広く普及した記録遺産形態の最後の一つか？似たような品目やコレクションは存在するか？

長島愛生園に残された文書資料群は、1930（昭和5）年の開園時から火災や風水害、戦火や盗難などに遭うこともなく、園内に保管され続けた。同じ感染症の療養所として設置された結核療養所は既に全てなくなり、同じハンセン病の療養所には戦火でなくなった資料や既に廃棄された資料、未調査に資料などが多く、これだけ長い年月にわたってまとまった形で保管され、その存在が確認されている文書資料は希少性を備えている。ハンセン病という病気が蔓延し、相当数の患者が存在した近代前期、当時の社会情勢から強制的な隔離収容が行われたことを示す文書は、無らい県運動を進めていった各府県に残されていてもいいはずであるが、それは行政文書という性質である以上、保存年限の問題もあって残されていない。また、医療行為の中で行われた断種（ワゼクトミー）や解剖に関連する資料も、本来は秘匿あるいは廃棄されていてもおかしくない。しかし、そういった本来は廃棄されているべき資料が一括して書庫などに押し込められ、悪い言い方であるが誰も手をつけなかった、あるいは忘れ去られた形で幸いにも長島愛生園に残る形となった。それは偶然かもしれないが、ハンセン病の歴史を物語るうえでこの上ない幸運であり、残された経緯からも、資料が持っている歴史的な価値からもその希少性は計りえない。

7.2.2 無傷性、完全性状態

- 記録遺産は完全か？それとも、セクションやページが欠けているか？記録遺産の一部が失われたり、補完的な一部が他の場所で保存されているか？もしそうなら、詳細を記載すること。
- どのような状態で保存されているか？

長島愛生園に残された文書資料群は、ほぼ無傷かつ完全な状態である。

長島愛生園は国立療養所として園長をトップとした組織で運営されており、そこで作成された文書であるので、園内で保管され、外部に流出した可能性はかなり低い。また、幸いなことに、園内に書庫や収蔵庫、資料室などがあったため、そこに一括して置かれていた文書類は、いわば誰も手をつけなかった状態で残されたため、残された資料全体を見渡して一部の分野が欠けているといったような欠落も現在のところ認められない。よって、長島愛生園の歴史を通観する文書資料群の無傷かつ完全なる保存は確認できる。

一方、長島愛生園に関する記録や資料については、他の場所でも確認できる。例えば長島愛生園初代園長で、日本のハンセン病政策に大きな影響を及ぼした光田健輔は、1961（昭和36）年に岡山市名誉市民に選ばれた。光田の死後、彼が所蔵する資料は岡山市に寄贈され、現在は岡山市立中央図書館が光田文庫として所蔵している。また、長島がある旧邑久郡の邑久町や牛窓町にも若干の行政資料があり、

それらは現在の瀬戸内市に所蔵されている。

しかし、それらの中に長島愛生園から流出した資料はないのはもちろんのこと、あくまでハンセン病の歴史と地元自治体の施策を補完するものであり、これらの存在が決して長島愛生園に残る当該文書資料群の完全性を否定するものではない。

7.3 重要性の言明

- 7.1 と 7.2 で述べたことを要約し、記録遺産の出所に基づいた真実性を論証する。
- 当該記録遺産資料が世界の歴史と文化に与えてきた影響は何か？
- 当該記録遺産は、なぜ世界の記憶にとって重要なのか？ 国家や地域の境界を越えた生命や文化に与えてきた影響は何か？ 当該記録遺産が世界の記憶に対してなぜ重要であり、その損失が人類の遺産の弱体化を意味するのか？

長島愛生園の初代園長は国のハンセン病医療行政の中心的な役割を担い、大きな影響力を与えた光田健輔である。光田はそれまで東京の全生病院院長であったが、国立の第1号療養所長島愛生園が開園すると、東京から園長として赴任してきた。このことは、ハンセン病医療行政の中心が東京からこの長島に移ってきたということを意味する。光田はこの長島から日本全国の療養所や時には政府・厚生省まで指示を発し、文書の提出を求めてきた。まさに長島が発信基地であり、その膨大な行政文書がそのまま愛生園に残されることになった。

また、戦前の日本は東アジア地域に政治的にも、軍事的・経済的にも大きな影響力を持っていた。ハンセン病は世界中に蔓延していた感染症であり、日本だけではなく、韓国にも台湾にも、東南アジアにも、そして満州にも患者は多く存在した。韓国では小鹿島病院が、台湾では楽生療養院が、満州では満州国国立ハンセン病療養所同康院が設置され、日本のらい予防法が適用されるなど日本が大きな影響力を及ぼしたが、その中心が長島愛生園の光田であったことは間違いなく、長島愛生園はアジアへの発信基地でもあった。残されたそれらの文書資料群は、日本が国内とアジアでハンセン病政策に関して何を行ったのか、何が行われてきたのかを物語る貴重な資料である。

更に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の例を見ても分かるように、感染症はいつ蔓延するかわからず、いったん蔓延すると市井の人々を苦しめる。近世から近代にかけても、日本人は多くの感染症に苦しめられてきた。明治期のコレラや大正期のスペインインフルエンザは急性感染症として一気に日本中を巻き込み、多くの人々の命が失われる一方で、社会に広く蔓延する天然痘や結核などにも長い間苦しめられた。そして苦しみ不安に陥る人々の中に偏見や差別の芽が芽生えることはある意味当然であり、本来ならば政治・社会がそれを撲滅せねばならなかった。しかし、その方向に向かうことなく、患者となった人々は病に苦しむと同時に、社会・他者からの偏見・差別にも苦しんだ。しかし、コレラやインフルエンザが収束し、天然痘や結核が社会から姿を消すと、人々はその苦しみや不安、そして差別までも忘れていった。それは感染症の具体的な資料、例えば療養所や病院、行政文書などもまた、その年限や耐久年数、必要性の喪失などにより廃棄され壊されて、かつて感染症によって苦しめられたことを表すモノを残す作業は行われず、今は何も残っていない。コレラ患者を収容した避病院も、結核療養所も、それらにあったと思われる膨大な文書も残されておらず、人々は学ぶものがなく、同じ過ちを繰り返すことになるはずであった。

しかし、同じ感染症であるハンセン病に関する文書が長島愛生園に現存するのである。しかもそれは、強制収容や隔離など人権を侵害し、偏見・差別を助長したと思われる多くの文書群である。この歴史的記録物が感染症による差別が行われてきたことに対する何よりの証拠であり、人類・社会の命題である感染症による差別を無くすための大事なテキストとなることであろう。

8.0 利害関係者との調整（略）

9.0 リスク評価

9.1 申請資料に対する脅威の性質と範囲の詳細

- 記録遺産は、以下からの脅威にさらされているか。
 - ・気候条件
 - ・貯蔵場所不足
 - ・経済問題
 - ・政治的干渉の可能性
- 当該記録遺産が脅威にさらされている場合には、ユネスコは正しい状況を把握する必要がある。

当該文書資料群は全て、長島愛生園内の書庫や資料室に保管されている。風雪に曝されることもなく、既に長い年月、所蔵文書として保管されているため、保管場所の不足による散逸の可能性はない。

さらに国立療養所内に保管されていることから、経済的な理由などから売却されるようなことはあり得ない。ただし、いずれも公文書のため、公文書管理法(2011年4月施行)により、すべての公文書は保存期間が過ぎたものは廃棄か国立公文書館等への移管が求められている。これによると、今回申請している長島愛生園の当該文書資料群も廃棄または両園から移管されて公文書館などへの移管となるが、廃棄はもとより、園から移管することも資料が現地に存在し現地を物語る重要性を鑑みたときに適切ではないと強く力説する。そのため、ハンセン病問題基本法第18条の適用の可能性も含めて、大局的見地からの判断が必要である。

10.0 保全およびアクセス管理計画（略）

11.0 申請を支える可能性のあるその他の情報（略）

以下余白



2018（平成30）年10月撮影
撮影：写真家 西 岳海

2020（令和2）年度（第4期） 年次報告書

発行日 2021（令和3）年6月30日

編集・発行 特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会事務局

〒701-4501 岡山県瀬戸内市邑久町虫明 6253 番地

国立療養所邑久光明園旧入所者自治会館内

TEL. 0869-24-8872 / FAX. 0869-24-8873

URL. <https://www.hansen-wh.jp>



©2021 特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

※無断転載はご遠慮ください。

2018年、本法人は活動を本格化するにあたり
ロゴマークとキャッチフレーズを公募しました。

国内外から寄せられた合計 565 作品の中から

ロゴマーク 大森 剛 さん (デザイナー)
キャッチフレーズ 和田 裕史 さん (コピーライター)

の作品を採用しました。



ロゴマークとキャッチフレーズの詳細はホームページをご覧ください。

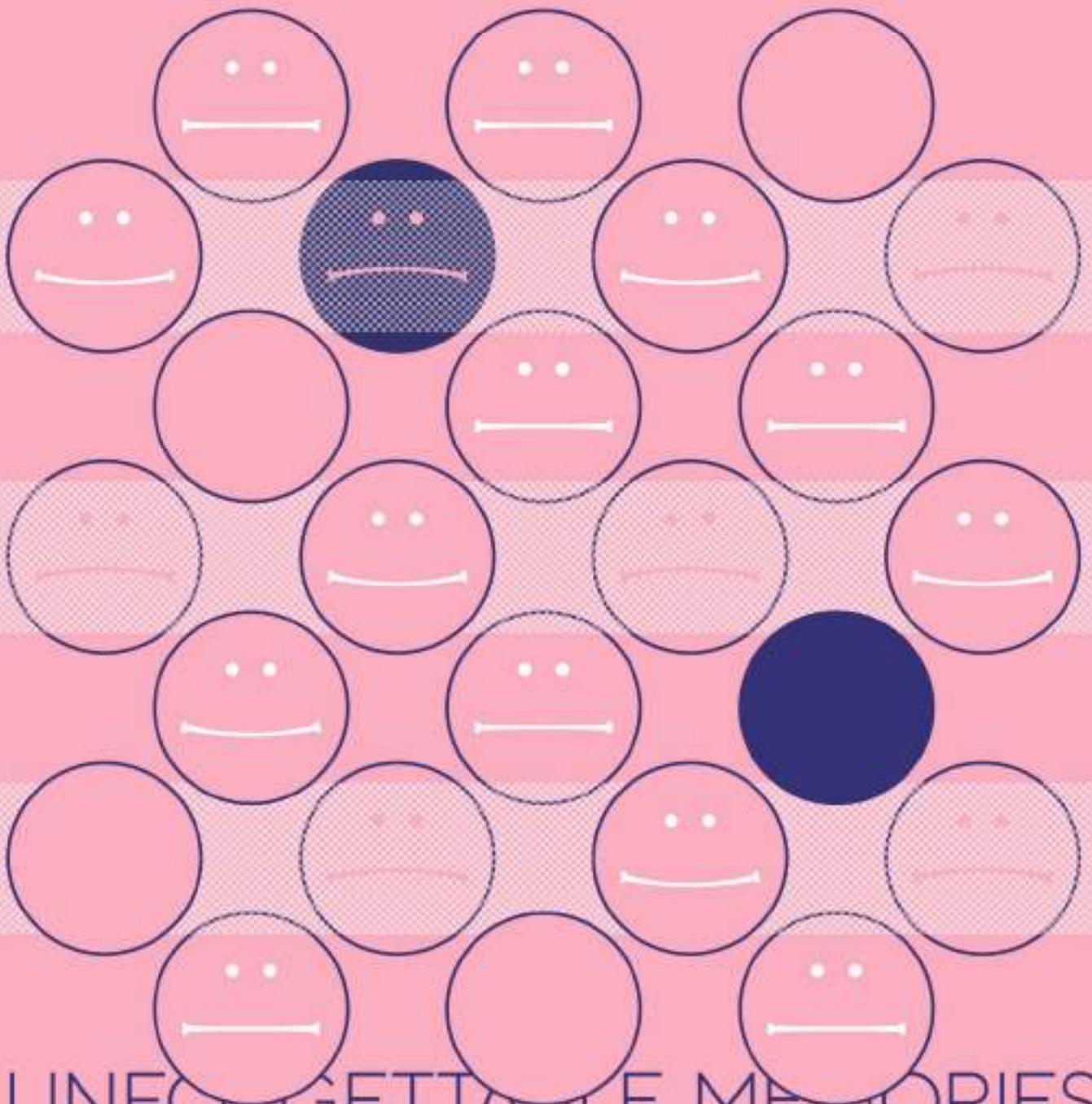


<https://www.hansen-wh.jp/about/>

本法人のロゴマークとキービジュアルは以下の国際デザイン賞を受賞しています。

ASIA DESIGN PRIZE (WINNER)
WOLDA – WORLDWIDE LOGO DESIGN AWARD (SILVER)
LONDON International Creative Competition (Honorable Mention)
A'DESIGN AWARD & COMPETITION (BRONZE WINNER)

いちばんかなしいのは かなしいきもちを
なかったことに されてしまうこと



UNFORGETTABLE MEMORIES
LEADING US FORWARD